

河内山



学校 だより
令和4年7月20日②
校長室 発行



河内小HP

いじめについて考えました



河内っ子集会



「いじめ防止対策推進法」の定義は、次の内容です。

『児童等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。』

（第2条）また、基本理念（第3条）は、『いじめの防止等の対策は、いじめが全ての児童等に関する課題であることを鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。』と示されています。

本校も「河内小学校いじめ防止基本方針（HP 掲載）」を策定し、対策を講じています。まずは、児童一人一人が大切な存在として認められ、自他を大切にすることができるように、学校全体で取り組みます。そして、全ての教育活動を通して、「いじめは、絶対に許されないことである。」という認識を持ち、いじめを生まない、見過ごさないという姿勢を持つことができるように、子どもたちの気持ちを育みたいと思います。

ご家庭で気になることがありましたら、遠慮なくご相談くださいますようお願いいたします。

6月に、いじめについて考える集会を開きました。

清水先生から話を聞き、みんなで「いじめ」について考える時間を持ちました。各学年で考えた人権川柳を発表しました。

- 《1年》 「いれて」「いいよ」いっしょにあそぼう ありがとう
- 《2年》 ともだちに やさしい言葉 つたえよう
- 《3年》 なかまだよ みんながいるよ たすけるよ
- 《4年》 友達に やさしい言葉 使おうよ
- 《5年》 相手がね いやだと思えば いじめだよ
- 《6年》 やめようよ 心が傷つく 悪口を

*人権川柳は、2階図書館前のフロアーに掲示しています。

参観日*健康教室*救命救急法



6月は2回参観日がありました。保護者の方がお見えになると、子どもたちはとてもはりきります。頑張っている姿や気持ちをしっかりほめてやってください。

18日の「健康教室」で、中島みゆきさん(福祉課)が、聴覚障害について理解するための講義をしてくださいました。その後、手話の演習を受け、いろんなコミュニケーション方法を知ることができました。

30日は、真庭消防署の方から救命救急法を習いました。夏休み中のプール開放に向けて、みなさん真剣に聞いてくださいました。

どちらの研修も PTA の方の企画運営で進めてくださいました。大変お世話になりました。また、多くの方にご参加いただきました。ありがとうございました。

七夕☆☆



1, 2年生の教室前に七夕飾りが登場して、涼やかな感じがしています。短冊の一つ一つに書かれたみんなの願いが叶いますように…。7月7日がお天気になってよかったです。給食も「七夕献立」で、季節を感じました。

今年からセンター給食になり、最初は大変でしたが、毎日おいしい給食を届けていただき、おいしくいただいています。

*猛暑が続きますが、水分、栄養と休養をとりながら体調管理をしましょう。学校では、熱中症対策を優先し、マスクの着用場面を使い分けていますので、ご理解ください。



自主学习☆☆☆

家庭学習の一つとして、自主学习に取り組んでいます。各自でテーマを決めて自主的に取り組んでいます。どれも力作ぞろいで、毎回選考に迷います。表彰者は次の通りです。玄関のフロアーに掲示していますので、みなさん参考にしてください。

《5月》

○校長先生賞 6年 渡邊 諒星さん

○教頭先生賞 6年 小林 千万さん

《6月》

○校長先生賞 3年 三浦 琉愛さん

○教頭先生賞 2年 瀬島 陽奈さん

